

消費税10%増税に伴う「小松島市プレミアム付商品券」の販売がはじまりました (非課税者および3歳児未満のお子さまがいる世帯は必読してください)

購入できる人

- (1)平成31年度の市民税が非課税の人で購入引換券をお持ちの方(申請必要)
申請手続は令和2年1月31日まで行うことができます
- (2)乳幼児のいる子育て世帯の人は、申請は不要です

平成28年4月2日から令和元年7月31日までにお子さまが生まれた世帯には、9月27日(金)に購入引換券を特定記録郵便で発送しましたので、ご確認ください。

なお、令和元年8月1日から9月30日までにお子さまが生まれた世帯には、10月下旬ごろにお送りします。

※購入引換券は再発行できませんので、紛失等ないように取扱に注意してください。

商品券の購入は
市内の郵便局で!!

購入期間:令和2年2月28日(金)まで(月曜日~金曜日 午前9時から午後5時まで)
(ただし、年末年始など、郵便局の休業日は商品券の販売も休止となります。ご了承ください。)

取扱店舗は、
このステッカーが目印!



ご利用可能店舗等について

市ホームページで公開または対象者には、店舗一覧表を購入引換券とともにお送りします。店舗一覧表については、市役所、図書館、ミリカホール、社会福祉協議会、郵便局の各窓口および、各取扱店舗に設置しております。なお、使用できる店舗には、右図のステッカーまたはポスターが目印です。

【お問い合わせ先】

小松島市プレミアム付商品券事業 特設窓口 (小松島市役所1階 小松島市横須町1番1号)

☎38・6326 (午前8時30分から午後5時15分まで (平日のみ))

消費税率引上げに伴い水道料金 ご請求金額が変更となります

令和元年10月1日からの消費税率10%への引上げに伴い、水道料金ご請求金額の消費税相当額が変更となりますのでご注意ください。

変更内容

【新税率の適用年月日】

令和元年10月1日

【消費税率に関する経過措置】

令和元年9月30日以前から継続して水道をご使用されている方の水道料金は次のとおりとなります。

- (1)10月検針分の料金は、旧税率(8%)が適用されます。
- (2)11月検針分の料金は、新税率(10%)が適用されます。

【お問い合わせ先】

市水道課料金担当 (☎33・2207 / FAX 35・0647) まで

合併処理浄化槽への転換に補助金を交付

市では、生活排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しています。合併処理浄化槽への転換を予定している方は、工事にかかる前に補助金の申請をしてください。(※市が予定している補助金額の上限に達した時点で、受付を締め切ります)

転換とは

建物の建て替えなどにより、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り槽を原則として撤去し、合併処理浄化槽を設置することです。

【補助対象】専用住宅または住宅部分が2分の1以上の併用住宅で、転換に該当する場合です。

【補助限度金額】

5人槽 33万2千円、7人槽 41万4千円、10人槽 54万8千円

※単独処理浄化槽・くみ取り槽の撤去費用に対して撤去費補助(単独処理浄化槽は4万5千円、くみ取り槽は3万円を限度)を転換の補助金額に加算します。

※今年度から転換費用にかかる補助金を増額していますので、合併処理浄化槽への転換をぜひともご検討ください。

【お問い合わせ先】市まちづくり推進課(市役所2階)

☎32・3957 / FAX 33・2104

Mail:machidukuri@city.komatsushima. i-tokushima.jp